

# 県に制度の拡充を求めよ

国が支援制度の対象外であった半壊の一部を対象にしたので、県の制度で床上や一部損壊を支援するよう質問。福祉保健部長は県と協議すると答弁。

日本共産党は被災者や支援団体と共同し、災害被災者住宅再建支援金制度の拡充（最高額を全壊で300万円から500万円や対象拡大）を国などに要望してきました。国は半壊の一部を拡充することにしました。これまで半壊は国の支援対象外でしたが、建設、修

理、賃借などの加算支援金を対象に拡充しました。しかし基礎支援金はありません。大分県には国が支援しない半壊、床上に独自の支援金制度があります。（下記の表）

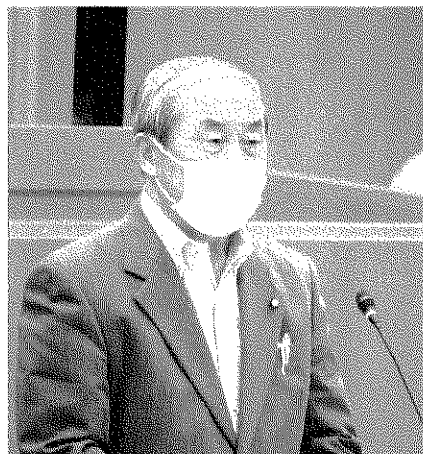
大谷敏彰市議は「半壊に国の支援が一部出来たので、この分の財源を活用し床上（5万円）の拡充、準半壊の支援をするように県と協議をし、今回の災害被災者から適用すべきではないか」と質問。

## 新型コロナウイルス感染症対策

# 被用者だけって不公平では？

大谷敏彰市議は、コロナ感染症対策の一環で、国保制度の傷病手当の対象拡大について質問。いま対象が被用者というのは不公平で、個人事業者や農家も対象にすること、また適用期間の延長を求めました。

大谷市議は「不公平をこのまましておくのか」と質問。部長は「全国で個人事業主まで実施しているところは少ない。今後の「コロナ」の状況を踏まえて検討する必要があるかもしれない」と答弁。



# 国民健康保険の傷病手当 個人事業者も対象に

これまで国保制度では傷病手当はありませんでしたが、厚生労働省は感染拡大防止のために、労働者が休みやすい環境の整備が重要で、感染、または感染が疑われる場合、また労働できなかった日数に同じ、就労できなかつた日数に同じ、収入の3分の2を支給する制度を作りまし。現在は被用者だけが制度の対象です。

被害認定区分	損害割合	被災者生活再建支援制度（単位：万円）		備考（単位：万円） 支援最高限度額
		基礎支援金	加算支援金	
国の支援法	全壊	50%以上	100	再建・購入=200 補修=100、賃借=50 最高額300
	大規模半壊	40~50%未満	50	同上 最高額250
	半壊	30~40%未満	なし	再建・購入100、補修=50、 賃借=25 国が新たに制度化する 予定の区分と支援額
県制度	半壊	20~40%未満	50	再建・購入・補修=80、賃借50 最高額130
	床上	20%未満	5	なし 最高額 5
国	準半壊	10~20%未満	なし	なし

注：左記の金額は世帯に2人以上の場合で、1人の場合はその額の4分の3

